

成田市入札等監視委員会議事概要（平成29年度第2回定例会議）

【日 時】 平成30年1月26日（金） 午前10時～12時

【場 所】 成田市役所議会棟3階 執行部控室

【出席委員】 菊地委員長、枝広委員、福原委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

(2) 選定事例の審議について

平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次のとおり審議を行った。

事例1 準用河川整備工事（天昌寺川）

〔一般競争入札（総合評価）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委 員

総合評価を採用している理由について、簡単に説明してください。

事務局

この審議事例の場合の土木一式工事につきましては、予定価格2,500万円以上と、予定価格1,500万円以上1,800万円未満のものについて実施をしております。その他の工種としましては、建築一式工事と、とび・土工・コンクリート工事についても金額を定めて実施をしているところでございます。

委 員

平成21年度から天昌寺川河道改修計画を策定したということで、入札自体は今回で何回目ですか。

事業担当課

工事については、平成27・28・29年度で3回目です。

委員

各年度の入札者はどのような状況ですか。今回の入札者は入っていますか。

事業担当課

入っています。

委員

それは前年度ですか。

事業担当課

2回ともです。

委員

過去の入札状況は、どのような状況ですか。

事業担当課

去年も同じ業者1者でした。

委員

3回やって3回とも同じ業者1者だけということで、入札が特定の業者に限られてしまっている理由は分析されていますか。

事業担当課

河川工事ですので、一般の道路工事や土木工事とは若干異なり、流水の影響を受けるという特別な環境の工事であると考えております。現場で、工事用の道路設置や水替え等の仮設工事が伴いますので、経験がある業者でないと工事がスムーズに行かないと考えております。

委員

特殊性があるということですか。

事業担当課

一般的な土木工事に比べては、特殊な環境での工事だと思います。

委員

河川の整備工事を成田市で行っているのは、ここだけですか。

事業担当課

他のところにもございます。今年度は、松崎川という河川の工事の入札をしています。

委員

どういう状況でしたか。

事業担当課

1者ではありませんでした。

委員

今の状況をお話すると、適切に競争が働いているか疑念を感じる部分があります。この河川に対応できる業者の数は、把握されていますか。

事業担当課

把握しておりません。

委員

今回は、特に市内業者ということで資格要件を限定されたようですが、市内業者として、この総合評価に参加できる業者の数はどれくらいと考えていますか。

事務局

土木一式工事の許可を得ている市内業者ということで、市内27者の業者が入札参加可能でございました。

委員

27者あるうちで、どうして1者だけしか入札しないか、市側として考えていることはないですか。

事業担当課

先程お話したことしか考えておりません。

委員

先程お話していた、もう1カ所の方は、何回かの工期に分かれているのですか。

事業担当課

松崎川は、流水が絡むものではなくて、その上の施設の方の工事ということで、これとは少し性質が異なります。

委員

もう1工事残っているようですので、今後ここに限らず、競争が適切に働くかどうか注視しながら入札を工夫して進めていただけたらと思います。

委員

価格評価点80、技術評価点20、最終的な評価点100というのは、どういう意味合いを持っているのかお伺いできたらと思います。

事務局

配点は価格評価点が80点、技術評価点が20点となっております。これは相対的なものでございますので、1者入札ですと満点になってしまいます。

委員

満点という評価になるわけですね。そうすると、1者だけですと、こういう傾向になって、何も問題がないようになりますが、評価点が満点というのは異常な数値だと思います。特に土

木工事の場合、市内だけでなく県内も含めて業者が数多くありますので、競争性をもたせて、評価点の付け方を含めて考えていただければと思います。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 概略設計委託（川栗志茂橋線）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

資料の中で、概略設計の範囲の詳細が分からないのですが、概略設計の幅とか、中間地点に用水路がありますが、用水路中央までが成田市の範囲と考えてよろしいでしょうか。

事業担当課

資料の真ん中に根木名川という河川がありまして、その右上の部分が成田市になります。左下の部分が富里市、ちょうど真ん中の河川が境界となっております。

委員

この工事については、範囲が2.4ha前後と思われますが、どこまで話が進んでいるのでしょうか。

事業担当課

概略設計の結果をもって線形を決定いたしまして、実施設計を行っているところでございます。

委員

測量としては、計画道路の周辺を単純に計算すると、50～60m内外の範囲が測量範囲と考えてよろしいですか。

事業担当課

地形測量については、そこまでは行っていませんけれども、境界を確定するのに一つの筆単位で確定していかななくては行けませんので、そのだいたいの面積がこの面積ということになっております。

委員

このような図の時には測量範囲を線で示していただかないと、どこまでの範囲か全然読み取れないので、概略設計がどういうものなのか読み取るのに苦慮したところがあります。

次の質問ですが、今、詳細設計に移っているということですが、詳細設計の落札者はいつ、どこに決まったのですか。

事業担当課

平成29年10月19日契約で、(株)新日本コンサルタントという会社でございます。

委員

概略設計と詳細設計は別のコンサルがやっているという形で、改めてそちらの方は競争入札を行ったという理解でよろしいですね。

事業担当課

そのとおりでございます。

委員

同じ会社が概略設計から詳細設計まで行うのであれば、関係が明らかにされていないと問題が生じるので、入札が行われたのであれば、それなりの公正性が保たれると思います。

ちなみに、工事の際には、コンサルが詳細設計に基づいた監理を行うと思いますが、その時期、期間、工期をご説明いただければと思います。

事業担当課

監理については、一般的な土木工事ですので監理の委託は出しません。工事については、これから富里市との協議がございまして、平成31年を予定しております。

委員

概略設計と詳細設計の齟齬、あるいは不足な点等がなかったかどうか。概略から詳細ということで、それぞれの会社に技術的な面とか、質の問題で差異はないだろうと判断されていきますか。

事業担当課

そのように判断しております。

委員

落札が一番低い業者に決まる場合、安かろう、悪かろうということがないという確信が持てれば良いですが。

事業担当課

その点は確認しておりますので、問題ございません。

[以上で事例2の審議を終了]

事例3 成田市立豊住小学校大規模改造及び空気調和設備機能回復工事監理業務委託

[随意契約]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

この問題については、従前の定例会で他の委員からご指摘があった件でございます。事例説明書によると、落札率56.91%で元々の設計委託を受けていて、そして今回97.41%の落札率での随契と、これについて今までの定例会でいろいろなご指摘があったかと思

いますが、それに対して何らかの対応策を考えられていたのか。考えていたとすれば、どのような対策を練られていたのか、それで実行性があったのかというところをご説明いただければと思います。今回の選定の中で、監理業務に関して同じパターンが見受けられておりますので、今後の対策をご説明いただければと思います。

事業担当課

まず、今回の監理業務の随意契約ということで担当の方からご説明させていただきます。今回の工事は、同一敷地内の学校で、通常に学校を運営しながら大規模な改造工事を行わなければならないということがございまして、児童の安全を第一に考え、学校行事に支障の無いよう設計段階から教育委員会や学校と打ち合わせを行ってきたものでございます。改修工事の期間中につきましては、周囲を含めた安全管理や、どうしても夏休み期間でなければ実施できない工事の着実な実施、更に工期内での完成をさせるため、速やかな各工程のチェックや施工者からの質疑に対する速やかな対応が非常に重要なことだと考えております。このようなことから工事の趣旨や方法について理解していることが工事監理のうえで非常に重要でありますことから当該事業者と随意契約をしたものでございます。

委員

随意契約がまずいという趣旨でご質問している訳では全くございません。監理委託を取りたいがために設計段階で安く入札するのではないかというような話があったかと思えます。それに対して何らかの解決というか、良い方法に持って行くための方策について検討されているのかということで、この事例を挙げさせていただいた次第です。

事務局

前回の定例会後に、県内の自治体に調査を行いましたところ、設計業者との随意契約が過半数を占めている現状がありました。その他に事業担当課と協議検討を行いました。設計意図の伝達業務についての仕様や費用についての適正性の確保が難しいという点や、引継業務等を行うために工期の長期化が想定される等の意見が出されまして、総合的に判断しまして、現状におきましては、監理業務を随意契約にて行わせていただいております。また、監理業務を契約するときの契約金額については、担当課において積算設計を行い、十分留意しております。今後、周辺自治体の最新状況を確認しながら、より適切な方法を研究してまいりたいと考えております。

委員

半数が随意契約でやっていて、あと半数はどのような状況ですか。

事務局

一般競争入札を行っているところや、指名競争入札、それを併用しているところ、その他に監理業務はそもそも自主監理をされているところがあるというような状況でございました。

委員

委員のご質問の趣旨は、その業者に任せること自体を疑問視している訳ではないです。設計したところが監理することは良いでしょうと。ただ、問題は費用の点で、競争が監理業務の方で働いていないのではないか、というのがご質問の趣旨ですよね。

逆にお伺いしたいのは、設計業務と監理業務を一緒に入札するのが適切だろうと思いますが、他の自治体でそこを工夫されているところがありますか。

事務局

実施設計の内容が固まりませんと、監理業務委託料の算出が困難でございますので、頭に一本で出すというのは技術的に難しいところがございます。例えば、市役所庁舎を建て替える等の大きなプロジェクトですと、設計施工一体型がございまして、大きなゼネコン等に設計から工事まで一体の条件で競争させて発注するというのがありますが、市町村の発注する工事や委託ですと、地元業者を優先するため技術的に難しいと考えております。

委員

この話は毎回お聞きしながら、結局は監理の言いなりになっているではという疑問が働いてしまうので、研究していただきたいと思います。

委員

世界的に見ますと、CM方式をとって監理業務を第三者に任せる方法もあるし、設計の段階から基本設計実施設計を含めてプロポーザル、総合評価をしながら進めていく方法があります。成田市ですから国際的な監理業務の手法を改良しながら、より良いものを探求するという方向に向かわれたほうが良いのでは、というご意見申し上げたいと思います。

[以上で事例3の審議を終了]

事例4 文化芸術センター清掃委託

[随意契約]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

見積競争もしない特命随契は、どこの課でも非常に多くございます。年度を替わるにしても、どうして見積競争をしないのですか。

事業担当課

文化芸術センターの日常清掃につきましては、スカイタウン成田管理組合が委託しております共有部分と本市の専用部分が隣接している状態で、区分けが難しい状況となっております。定期清掃につきましては、スカイタウン成田管理規約に基づく館内マニュアルにおいてビル指定業者に委託することが定められている状態です。このようなことから、清掃業務を一体

的に発注することが効率的な管理や対応ができるものと考え、ビル指定業者と随意契約により契約させていただいております。

委員

他の文化芸術センターの関係で特命随契をやっていますが、それも同じような理由ですか。管理組合の関係ですか。

事業担当課

舞台の保守点検は、特殊な機材等も多いため、設置業者に委託するような形になっております。

委員

他の業者が入るのは難しいのですか。

事業担当課

舞台の照明等の点検委託に関しましては、設置業者以外には知りえない専門的な知識や技術が必要とされる部分が多いため、トラブルへも迅速に対応できることから施設の状況に精通する設置業者と随意契約をしているものでございます。

委員

今回については、管理組合との関係ということですね。管理組合との関係資料が無かったもので、今のご説明で分かりました。

事務局の方へご質問します。今回、特命随契が多いかなというふうに伺ったのですが、見積競争をしない理由は事務局の方で把握されていますか。

事務局

扱える業者が1者しかいない等、なるべく限定的なものに限らせていただくよう事業担当課と調整しております。

委員

見積競争のある随契ではなく、特命随契が非常に多いことを疑問に思っていて、今、お伺いしたら、それなりの理由があることが分かりましたけれども、事務局の方で特命随契の理由をチェックしていただけるとありがたいと思います。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 観光番組放送委託（成田祇園祭）

〔随意契約〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

過去のものを出していただきましたが、事例5の関連資料を見ていただくとおり、27年

も、28年も410万円と、410万円はなぜ410万円なのかというところと、それから、業務仕様書の方に番組放送については「より多くの視聴者が得られるよう、よりよい時間帯に放送する」と、そのよりよい時間帯とは、市としてはどのように考えられていて、実際の時間帯にやられていたのかと、過去もどのような時間帯にやられていたのか、また、「可能であれば、再放送等も通じて、より多くの視聴者の目にふれるよう努めることとする」と、努力規定みたいなものが置かれていますが、実際に再放送はされていたのか、これは単なる努力目標みたいな形でよろしいのか、積極的に観光をPRということであれば、一定程度、指定しようというお考えはあるのか、という所を含めてご質問したいと思います。

事業担当課

まず委託料410万円でございますが、こちらにつきましては、放送料として約104万円でございます。例年7月の下旬に放送しておりまして、55分の番組として放送していただいております。また、制作料として約285万円かかっております。主なものといたしましては、取材費72万円、録音録画費70万円、演出費25万円等でございます。例年、金額が予算を上回る場合がございます。実際、こちらの事業は平成25年度から実施しているのですが、その間、消費税が8%に上がった等ありまして、予算をオーバーしている部分がありました。特別値引きということで、毎年410万円で作らせていただいております。放送の時間帯でございますが、いわゆるゴールデンタイムということで、夕方の19時から55分ということで放送をお願いしております。また、再放送ということでございますが、こちらも毎年厚意で再放送していただいております。昨年につきましては8月に再放送をしていただいております。

委員

再放送の時間帯というのは、ゴールデンなのですか、それとも指定なしでやられているのでしょうか。

事業担当課

再放送につきましては、厚意ということでお願いしておりまして、昨年につきましては、8月4日（金）14時から55分間でございます。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 成田市業務継続計画及び受援計画＜地震対策編＞策定等支援業務委託

〔随意契約（プロポーザル）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

第一次評価と二次評価をしてプロポーザルの形式をとっている訳ですが、この地震対策に

については東日本大震災を含めて大変関心の高い分野で、今まで、それ以前からもいろんな地震の対策費がとられていると思いますが、このSOMPOリスクケアマネジメント（株）の会社というのは、この計画、策定等の委託は初めてですか、それとも以前からここにはお願いしてあるのでしょうか。

事業担当課

本市におきましては、初めて受注した会社でございます。

委員

今までは、地震対策というのは相当いろいろな内容のものができていると思いますが、これまでは、この度とは違う会社が立てていると理解すればよろしいですか。

事業担当課

今年度策定いたしました地域防災計画につきましては、別の会社が受注しております。また、昨年度発注いたしました地域防災計画の前段の防災アセスメント調査につきましては、地域防災計画と同一の会社ということになっております。

委員

東南海地震等が予測される中で、近いうちに発生する可能性が非常に高いわけですがけれども、既にある計画で何が不足していて、今この時期に、一番何を期待してこれを発注しようとしたのかということをお教えいただけますか。

事業担当課

地域防災計画につきましては、市民の方あるいは関係機関等に対する成田市全体の計画であり、今回の業務継続計画につきましては、主に行政側のみの災害対応の計画ということでございます。東日本大震災あるいは熊本地震でございましたように、行政自体が被災をして機能が果たせなくなるということがございます。具体的には、災害発生時から時間を追いまして、どういう業務をどの時間帯に準備して、その業務をなすべきか定めたものが今回の業務継続計画となっております。そういう意味では、この計画につきましては、いつ災害が起こるかわからないことを想定した中では、策定が急務であると判断いたしまして、今回策定したところでございます。

委員

私が思っているのは、なぜこの時期まで計画が遅れたのかということですが、現状それなりのものはありますか。

事業担当課

現状としては地域防災計画の中で対応するということになっております。

委員

大変失礼な言い方をしたかもしれませんが、市の計画というのは、常時やってもらわなけ

ればいけないし、急に出てくること自体が遅すぎたというような感がしてならないですから、こういう意見を申し上げました。

それと、大変重要な計画で、最終的にプロポーザルをしたということが大変評価できますが、プロポーザルで4者に対して7人の方がそれぞれ評価点をつけて、かなり個人差がありますが、その場合の評価点の付け方というのは、何か指標的なものはないですか。非常に幅があるので、個人的な見解の違いがあつて、しかるべきだとは思いますが、その評価する際の考え方というは、それぞれ統一に近いものがないでしょうか。

事業担当課

委員につきましては、計画策定に必要な各部署から7名の委員を選出しているところでございます。それぞれの視点において、各部署における行政経験あるいは今後の災害対応に関する考えをベースに、個人の判断に任せているところでございます。

委員

それも重要なポイントだろうと思いますが、要するに個人差が出た場合に、その中で「優」と「良」と「可」があつて、ある方は「優」、ある方は「可」を付けた場合に、何かが不足しているだろうということで「可」を付けているケースもあろうかと思ひます。決定した業者に、そういう「可」の部分をいかに取り込むかということが重要と思ひますが、対策は取られていますか。

事業担当課

評点の結果につきましては、実際に受注した業者に、委員から出た意見等を伝えております。

委員

いかに反映するかということがより良いものを目指すという視点からすれば重要かと思ひます。

最後に一点ですが、このプロポーザルした場合に、落札しなかった業者に対しては、どういう保障があるのでしょうか。

事業担当課

今回、実施要項あるいは募集要項に記載しておりますけれども、結果の通知ということだけでございまして、特にその後のフォローについては考えてはございません。

委員

プロポーザルしたからには、最低価格というのは無くて、その場合には「落札できませんでした」という一報で終了するということですか。

事業担当課

各部署によって相違あるところですが、今回私どもの募集要項、実施要項につきましては、

結果の通知ということに留まっておりますけれども、他課におきましては、ホームページ上でも結果については公表しているということも聞いております。

委員

余計な心配ですが、やはり二次審査まで行われた場合に、良いものを提示し、より明朗な説明あるいは内容があった中で評価されれば良いと思いますし、それに対してそれなりのペイが本来なされるべきことじゃないかなというのが私の感想です。世の中やはりすべてサービスじゃないだろうというところでお考えいただければと思ったものです。

委員

この業務継続計画と受援計画ができた暁には、具体的にどういう形で計画を執行するか、そこあたりのイメージをお伝えいただければと思います。

事業担当課

両計画におきましては策定中ということで、危機管理部門だけでなく全庁的に対応しなければならぬものだと思います。作成の過程において、各課に協力をお願いし対応しているところがございますけれども、策定後につきましては、研修、図上訓練あるいは実践的な訓練を重ねる中でこの計画を活用してまいりたいと考えております。また、その中で課題等も出てくると思いますので、更に修正を加えてまいりたいと考えております。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 学校プール開放管理業務委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

プールの管理については、棲み分けがされやすいような業種という風に伺っています。入札可能なのは、そもそも何者位あったのでしょうか。

事務局

全国まで範囲を広げて入札を行ってますので、305者ございます。

委員

それは、警備業法第4条の規定に定める認定を受けている者という意味で305者ですか。

事務局

警備業法は考慮していない数字でございます。

委員

プールの関係者からこの話について聞いていたことがありましたが、かなり前から、警備業法の指定があったようです。

今回は抽選でしたが、過去を見ると、27年度の時は100%、28年度が99.91%で落札されていますが、27年の時は、複数の入札があって抽選等になったのでしょうか。

事務局

27年度は1者入札でございました。

委員

もしかしたら、27年度で抽選等があり、28年度で下げ、29年度で元に戻ったかなど。たまたま抽選等で、同じ業者が業務を受け持っているのかもしれませんが、全体として、全国までやっているにも関わらず、あまりにも入札する会社が少ない理由や原因について検証したことはあるかお伺いしたいと思います。

事業担当課

プール監視という大変高いリスクを伴う業務ということと、平成23年に大阪府泉南市で事故があったことを機に24年度からはプール監視業務については警備業法の適用を受けることになっておりますので、それが理由の一つではないかと考えております。

委員

適切にやられているのであれば、当然正しい入札が行われて応札が行われたと考えておりますけれども、業者数が多くあると聞いている中で応札者が少ない、競争原理が働いているのか、システムが構築されているのかと思いついての質問でした。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 オフィスオートメーションリース

〔随意契約〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

このシステムのことは過去にも何度かお話をさせていただいて、あえて取り上げさせていただきたいところがあります。平成12年に行政管理課からイントラネットシステムで始まり、このシステムは、県内9市町村でされていることなので、このとおり進めていくしかなくて、これを随契で毎年分りきっていることをしていることについての疑問ということです。

そもそも、このシステムを設けること自体、議会で討議して設けることになったという意味では、毎年随契というのは非常に違和感があります。これ位の金額でシステムとして設けてしまったのであれば、本来は債務負担なり、何かそういう形で、費用的なものも議会で承認を得るレベルの話なのではないかなと毎回疑問を持ちながら、それでも少しは競争性を働かすことができるのか質問してきましたが、ここに至って、そういう随契ではなく、ある程度継続的なことで、多額の費用がかかるということは仕方ないということであるとすると、

契約方法というか承認の仕方を検討していく必要があるのではないかと思います。質問ではなく、意見になってしまっていますが、何かご意見があれば。

事業担当課

この契約は、全庁で使用するシステム、個別のシステム等を含めて一括で契約しているという形態でございます。そのため、毎年、法改正等があると各課から要望が上がり、その都度システムの改修、修正等を行います。そうしますと、一時費用が発生する場合があります、2億5000万円相当の契約になっていますが、毎年修正にかかる費用を勘案して契約額が変動するという要素がございます。複数年度の見込みが立てづらい状況もありまして、仕様書の作成等についても困難という課題を持っております。とりまとめているシステムの本数が非常に多いため、毎年額が変わることが多く、契約の効率性から言うと、長期で契約するメリットが無いと思っております。契約相手には、不安定な契約になってしましますが、契約事務に伴う効率性については双方享受できているのではと考えております。

委員

例えば、その年度毎に修正する追加行為だけを随契するなどし、基本的に動かない部分を分けて考えるのは難しいですか。

事業担当課

新規に追加する部分等については、導入する時期に合わせて個別に契約を結んでいたりしますが、リプレイスに伴う改修、それに伴うバージョンアップ、法改正のものについて毎年ほぼ修正等が生じますので、今のところは単年度契約でやらせていただいております。

委員

継続してご検討いただければと思います。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 社会科副読本印刷

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

委員

隔年で発行しているということですが、落札率が予定価格に対して極めて低いものですから、前回、前々回、どのような落札率で契約しているかが分かれば、比較ができると思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

前回、同じ業者が落札しておりまして、落札金額は1,792,060円、落札率が35.98%でございました。

前々回は、別の業者が落札いたしまして、落札金額は2,260,000円、落札率は43.13%でございました。

委員

今回も35%程度の大変低い落札率になっているため、予定価格の立て方がどうなっているのか、なぜこんなに差額が生じるのかを説明してください。

事業担当課

今回、予定価格を設定するにあたり、実績のある3社に見積もりを依頼しまして、その中の真ん中でありました教科書会社の見積もりを特に参考にさせていただきました。前回、前々回の入札では、200万円前後の実績があるわけですが、今まで安かった2社につきましては、印刷会社の落札となっております。私たちは、教科書を参考に副読本を作っている関係上、教科書会社のノウハウや指導を頂きながら作ってきた歴史があるので、その教科書会社の価格をとりあえず設定した経緯からこういう形になっております。また、市内の別の業者でも500万円前後の見積もりが出てきたものですから、その両方の価格を参考に設定した金額が460万円となったという経緯でございます。

委員

優先的に考えるのが、大幅改定をしたのかどうかということにもなるのですが、おそらく、今まで使っていた副読本を普通に改定したとすると、参考にするものが間違っているのではと思います。今回の場合には内容を大幅に変えられたのかを含めて、参考にした業者が、最も優先される順位かどうか疑問を生じざるを得ないですが、いかがでしょうか。

事業担当課

隔年で改定をしているわけですが、副読本に含まれているグラフや写真を編集作業の時には、ほぼ全てのページについて差替えをしております。今回、学習指導要領が変わるという視点からも、平成32年度には全面実施という形も視野に入れまして、これから改定作業をしていかなければいけないところも含めまして、価格設定については低く設定していくよりも、ある程度幅をもたせて設定をした方が良いのかなということで、このような形となっております。

委員

内容の中で、データ、グラフ等も刷新されるし、教育的に良いものを目指すという意味では、十分に理解できます。ただ、価格設定をする際に、どの程度の改定があるのか、過去の実績データに基づいた設定の仕方を考えていただいた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

事業担当課

価格設定については、これからコストがかかってくるということも踏まえ、今後も検討し

ていきたいと考えております。

委員

今後については、そういう設定をしていただけるということで、適切な設定の仕方を考えながら、より良いものを目指していただけたらと思います。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 大栄公民館ホール改修工事（電気設備工事）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

委員

25年を経過し、大規模改修ということで、建築工事と機械と電気と全ての改修を行っていますが、日頃のメンテナンスはどこ業者が行っているのでしょうか。

事業担当課

舞台照明設備の保守点検につきましては、(株)松村電機製作所に、舞台音響設備保守点検につきましては、(株)システムエンジニアリングに請け負っていただいております。

委員

今回の応札業者の5者には一切関係ない業者が、日頃のメンテナンスを行っているということですね。

事業担当課

さようでございます。

委員

そうすると、公正性がある程度あるのかなというふうには思うのですが、今、制限付一般競争入札ということで、建築工事と機械と電気の工事が一斉に行われているわけです。予定価格に対して、建築工事や機械に比べて、電気工事が非常に高いですが、これは何か理由があるのでしょうか。近似した応札金額であるということで、予定価格の97%以上で応札されているのですが、本当に公正な競争原理が働いているのかということでお伺いしています。なぜ高くなったのか、落札率などで何か分析はされているのでしょうか。

事業担当課

大栄公民館ホール改修工事の電気設備工事の落札率は、97.55%でございました。建築工事につきましては92.67%、機械整備工事は90%となっております。電気設備工事が他の工事と比較して高くなった理由として考えられますのは、設計金額の過半数以上を占める舞台設備機械が特殊な機器であり、また対応できるメーカーが非常に限られているという観点から、値引き率が少なかったのではないかと考えておるところです。

委員

値引き率ということですが、そこに公正な入札が行われていれば良いですが、そういう疑問はありませんか。こういう言い方をすると大変失礼ですが、やはり、競争原理を働かせて、こういう金額が出てくるのは高いなと思います。詳細図面はおそらく仕様書も含めて描いてあるので間違いはないとは思いますが、他の工事に比べて高いというのは、特殊な舞台装置の細かい部分というようなこともあって高くなったという捉え方でよろしいでしょうか。

事業担当課

先程の意見でございましたけれども、普段、保守点検をやっている業者が担っているものでもございませんので、競争の原理が働いてのことだと捉えています。

委員

競争原理がそこで働いていれば良いのですが、非常に近似した金額で応札されているという疑問があったものですから、質問させていただきました。ちなみに、当初の建設当時というのは25年前になりますが、この業者というのは関係していますか。

事業担当課

大栄公民館ホールの当初建築の際は、当時市町村合併前の大栄町時代に建設されたものでございまして、当時の工事の請負業者につきましては、工事監理、建築、電気、機械全て違う業者でございます。

委員

この工事監理業務が、96%という落札率で随意契約されているのですが、それぞれ建築工事、機械設備工事、電気工事を(株)ユニバァサル設計に監理をお願いするというので、しっかり監理していただくように、市としてあるいは担当者として、それぞれ協議しながら、検査をしながら進めていただきたいと思います。

委員

設計段階、監理のところで、同じようなパターンで出ておりますので、方策を考えていただければと思います。

委員

今回、公民館ホール改修工事ということで、25年なので大改修の時期になっていることは分かります。これは、修繕計画を立てていると思われませんが、だいたい何十年くらいで考えているのですか。

事業担当課

成田市の公共施設等総合管理計画におきまして、建築工事に関しましては、建築後30年で大規模改修工事を実施、80年で更新、建て替えを行うことを想定しております。

[以上で事例10の審議を終了]

事例10までの審議を終え、全体を通じて何か意見・質問はありますか。

委員

よくあるケースとして、全国的に今でもスーパー大手の談合の話題がありますが、やはり土木工事、建築工事、電気設備工事のように、その辺の情報交換が業者としては得意ですので、しっかり監視しながら、そのようなことが無いような成田市であってほしいと思います。少し厳しい言い方をしましたけれども、公正・公平な競争原理が働くということが大前提だと思いますので、目を光らせながら行っていただければというお願いでございます。

委員

過去の事例まで検討させていただいて、資料の中で関連性のあるものを見つけさせていただきました。これを見ると、ある一定の法則的なものが見られるように思いました。今後入札に関しては、過去の状況をあたってもらって、それがより良い開かれた入札かどうか、適正に応札してくれるような制度にするためにはどうしたら良いか検討されて、今後の成田市の発展のために寄与していただければと思います。

委員

入札について、改めて言うまでもないですが、公正性それから透明性が必要です。それは、競争を働かせることで、それに近づくしかないかなと思います。今回の事例で指摘させていただいた部分をもう一回まとめさせていただきますと、業者の選定の範囲の中で競争が働いているのか、過去との関係を含めて、もう一度チェックをして、なるべく競争が働くようにしていただきたいと思います。

それから、設計監理が問題です。これは何度も指摘させていただいて、今後も何度もチェックさせていただくことになろうかと思いますが、監理業務の方で競争が働いているのかどうか疑問に思うところがあります。今後、工夫ができないか継続してご検討いただきたいと思います。

それから、特命随契について、見積競争をしないというのは、きちんとした理由があることは今日分かりました。ただ、やはり特命随契にしている理由、本当に必要か精査していただきたいということは改めて申し上げたいと思います。大きい金額のもので、単年度にしている必要があるのかということも、改めて検討していただきたいと思います。

それから、価格設定の仕方について、妥当なのかということも、過年度も含めて落札率の低い形で続いているのであれば、改めて確認していただきたいと思います。

〔以上で議題2の審議を終了〕

(3) その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次のとおり確認し決定した。

開催日 平成30年7月6日(金)

開催場所 成田市役所6階 中会議室

以上